

足立区 違反 広告物 対策 ガイドライン

2020



NO MORE 違反広告

目 次

1	はじめに	1
2	ガイドラインの根拠となる法令等	2
3	ガイドラインの対象となる違反広告物	2
4	行政指導（口頭）	2
5	行政指導（文書）	3
6	弁明の機会の付与（告知書兼弁明書の発付）	3
7	行政処分決定	4
8	過料処分	4
9	措置命令	4
10	事務フローチャート図	5
11	違反広告物調書（別紙1）	6
12	警告書（別紙2）	8
13	告知書兼弁明書（別紙3）	9
14	過料処分通知書（別紙4）	10
15	過料処分整理簿（別紙5）	12
16	督促状（別紙6）	13
17	措置命令書（別紙7）	15

はじめに

人々が都市の生活の中で豊かさや潤いを求めるようになり、都市景観に対する関心も高くなっています。とりわけ、屋外広告物は、都市景観の重要な構成要素となっており、私たちの生活に深く入り込んでいるため、無秩序・大量に表示されると、自然の風景やまちの美観を損ねることになります。

足立区では、まちの良好な景観を形成し、風致を維持し、美しいまちづくりを目指していくため、ビューティフル・ウィンドウズ運動を実施しています。

平成24年度からは、足立区違反広告物除却協力員制度を立ち上げ、路上等に表示し、又は設置された「はり紙とその掲出のために使用されている針金、ビニールひも等」を地域ぐるみで除却して頂いております。

こうした違反広告物は、地域の皆様の努力などにより、年々減少していますが、それでも年に4万枚を超える「はり紙」「立看板」などを除却している状況です。

今回、足立区では悪質な表示者等に対して、過料を徴収する制度を整備し、東京都に違反事実を報告し、悪質な表示者等を公表することもできる違反広告物対策ガイドラインを制定いたしました。

今後、この違反広告物対策ガイドラインを活用して、悪質な表示者等を厳しく取り締まり、美しいまちを実現してまいります。



ガイドラインの根拠となる法令等

- 1 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)
- 2 東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)
- 3 東京都屋外広告物条例施行規則(昭和32年東京都規則第123号)
- 4 屋外広告物法第7条第4項等の運用に関するガイドライン(17都市建市第231号)
- 5 東京都屋外広告物条例第71条第一号の運用に関するガイドライン(17都市建市第246号)
- 6 屋外広告物等に係る行政処分要綱(17都市建市第252号)
- 7 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成11年東京都条例第106号)第2条の表13の項に掲げる事務
- 8 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則(平成12年東京都規則第152号)第2条の表3の項に掲げる事務
- 9 足立区違反広告物処分等委員会設置要綱

ガイドラインの対象となる違反広告物

ガイドラインの対象となる違反広告物とは、屋外広告物法第7条第4項等の運用に関するガイドラインに規定する、管理されずに放置されている簡易除却対象となる違反広告物をいう。

1 行政指導(口頭)

1月に2回以上(1回につき区内合計10枚程度)、違反広告物を掲出した者に対し、原則として、違反広告物掲出場所を管轄する警察署の警察官同行で口頭指導を行う。なお、違反広告物掲出場所を管轄する警察署が異なる場合は、原則として、除却枚数の多い地域を管轄する警察署の警察官同行で口頭指導を行う。

(1) 除却前に証拠写真を撮る。

ア 広告物に広告主や電話番号などが掲出してある場合は、広告物が掲出されている周辺の状況及び掲出内容が分かるようにする。

イ 掲出内容が矢印等案内表示の場合は、その表示が案内する物件まで一連の広告物を写真に撮り、広告物と物件との関係が分かるようにする。

※どの写真も、撮影日が分かるように、日付入りとする。また、一連の写真においては1枚以上、発行日が認識できる状態の新聞を写しこむこととする。

(2) 違反者を特定する。

ア 広告物に広告主や電話番号などが掲出してある場合は違反者とみなす。

イ 矢印等案内表示を追っていき、たどり着いた物件に広告主や電話番号などを掲出してある場合は違反者とみなす。

(3) 違反広告物調書を作成する。(別紙1 P6～7)

(4) 違反者に違反事実を認識させる。

ア 違反事実の明示 口頭又は写真等で事実の確認

イ 違反事実の根拠 違反となる根拠を口頭又は書類で明示

(5) 口頭により、違反広告物を再び掲出しないよう指導する。

2 行政指導(文書)

口頭指導後、1月に2回以上(1回につき区内合計10枚程度)、違反広告物を掲出した者に対し、原則として、違反広告物掲出場所を管轄する警察署の警察官同行で警告書を発付する。なお、違反広告物掲出場所を管轄する警察署が異なる場合は、原則として、除却枚数の多い地域を管轄する警察署の警察官同行で文書指導を行う。

(1) 除却前に証拠写真を撮る。

ア 広告物に広告主や電話番号などが掲出してある場合は、広告物が掲出されている周辺の状況及び掲出内容が分かるようにする。

イ 掲出内容が矢印等案内表示の場合は、その表示が案内する物件まで一連の広告物を写真に撮り、広告物と物件との関係が分かるようにする。

※どの写真も、撮影日が分かるように、日付入りとする。また、一連の写真においては1枚以上、発行日が認識できる状態の新聞を写しこむこととする。

(2) 違反広告物を再び掲出しないよう、警告を手渡す。(別紙2 P8)

ア 文書指導を郵送で行う場合は、配達証明郵便等により警告書が違反者に到達したことを確認するものとする。

(3) 違反広告物調書に経過を記録する。

3 弁明の機会の付与(告知書兼弁明書の発付)

文書指導後、再び、違反広告物を掲出した者に対し、過料を前提とした弁明の機会を付与する。

(1) 違反者に、告知書兼弁明書(東京都屋外広告物条例施行規則(以下「都条例施行規則」という。)第37号様式)により過料を処する旨の告知を配達証明郵便等により行い、弁明の機会を付与する。(別紙3 P9)

都：聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第17条

区：足立区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第17条

4 行政処分決定

弁明の内容を踏まえ、足立区違反広告物処分等委員会（以下「処分等委員会」という。）で審議を行い、相当と認められた場合、弁明の機会を与えられた者に対し、過料に処する。

5 過料処分

処分等委員会において、過料処分が相当と判断された場合に処分する。東京都屋外広告物条例（以下「都条例」という。）第71条によると過料の金額は5万円以下、東京都の屋外広告物等に係る行政処分要綱第7条によると過料の金額は5千円とされているため、公平性の観点から東京都に準じて5千円とする。

- (1) 過料処分通知書（都条例施行規則第38号様式）と納入通知書（足立区会計事務規則（昭和39年規則第4号）第26条に規定する納入通知書をいう。）を配達証明郵便等により、違反者に発付する。（別紙4 P10～11）
- (2) 過料処分整理簿（都条例施行規則第39号様式）を作成する。（別紙5 P12）
- (3) 納付状況を確認し、期限までに納付がないときは督促する。（別紙6 P13～14）
- (4) 督促しても納付がない場合は、滞納処分の例により徴収する。

都：東京都分担金等に係る督促及び滞納処分並びに延滞金に関する条例

区：足立区使用料その他収入金の督促および滞納処分に関する条例

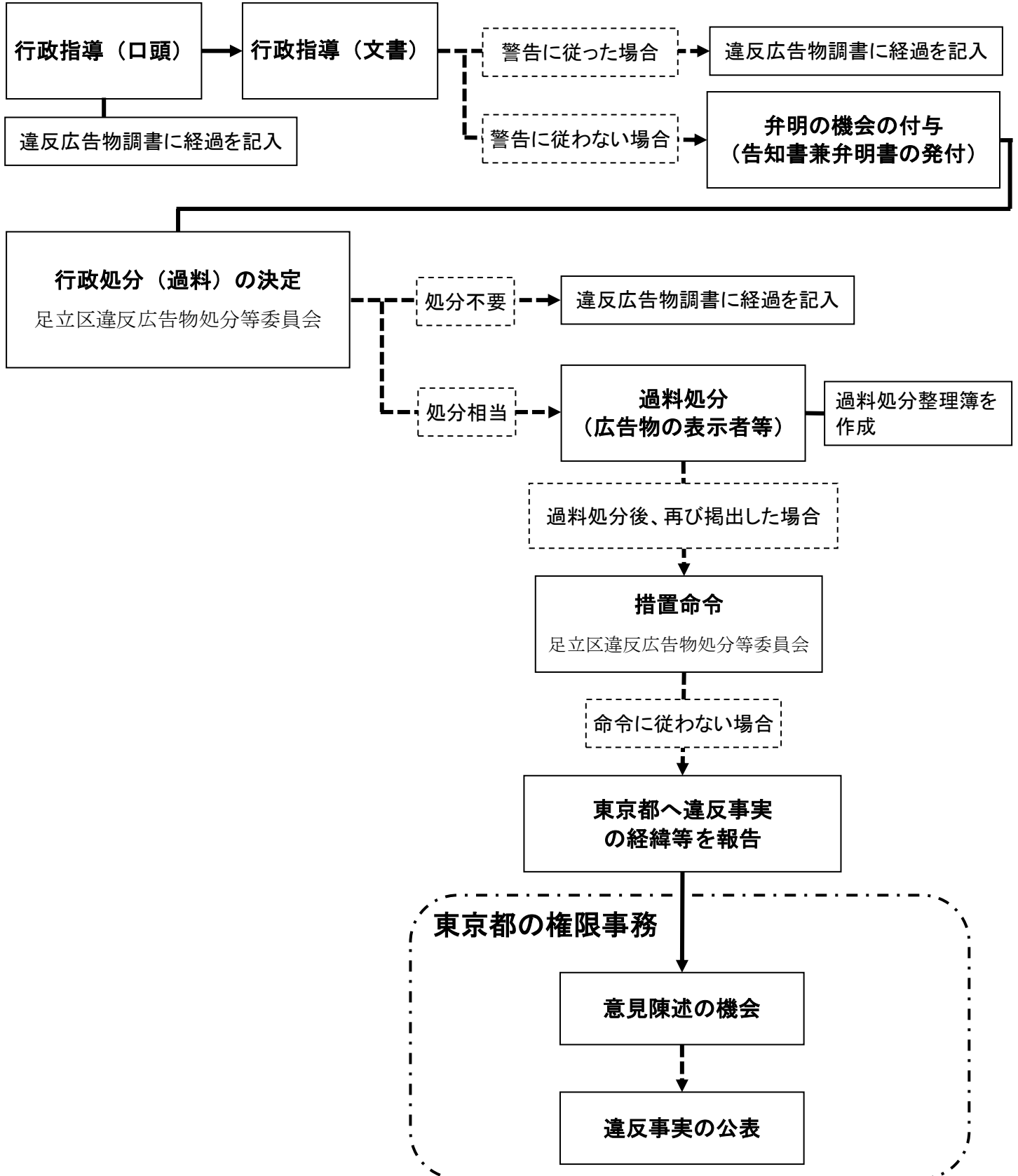
6 措置命令

都条例第32条第1項に基づき、処分等委員会において、措置命令が必要であると判断された場合に、措置命令書（都条例施行規則第13号様式）を発付する。（別紙7 P15～16）

命令に従わない場合、違反事実の経緯等をまとめて東京都に報告する。

事務フローチャート図

1月に2回以上（1回につき区内合計10枚程度）、違反広告物を掲出した者を行政指導の対象とする。



(表)

違反広告物調書

広告物	設置場所			
	種類		表示内容	
	規模			
広告主	住所			
	氏名			
	連絡先			
<違反事項>				
年月日		年 月 日		
担当職員				同行職員
違反者 <small>(現場確認者)</small>	氏名		[証拠写真貼付]	
	役職			
	連絡先			
<摘要>				

(裏)

違反広告物調書

年月日		年 月 日	
担当職員		同行職員	
違反者 <small>(現場確認者)</small>	氏名		〔証拠写真貼付〕
	役職		
	連絡先		
<摘要>			
年月日		年 月 日	
担当職員		同行職員	
違反者 <small>(現場確認者)</small>	氏名		〔証拠写真貼付〕
	役職		
	連絡先		
<摘要>			

年 月 日

様

足立区長

警 告 書

あなたが表示又は設置した下記の屋外広告物は、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）第 条第 項の規定に違反しています。

再び違反広告物を表示又は設置されますと、条例違反として過料処分の対象となります。

記

1 広告物等の種類

2 日 時

3 表示又は設置の場所

4 表示内容

なお、このことについてご不審の点があれば下記担当までお問い合わせください。

担 当

第37号様式(第41条関係)

年 月 日	
告知書兼弁明書	
殿	
足立区長 印	
あなたが表示又は設置している下記広告物等は、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第 条第 項第 号の規定に違反しています。この行為は、過料処分の対象となります。	
広告物等の種類	
表示又は設置場所	
表示内容	
違反事実の内容	
住所 (法人にあつては主たる 事務所の所在地)	
氏名 (法人にあつてはその 名称、代表者の氏名)	
連絡先	
弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記内容は、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。
	署 名

(日本産業規格A列4番)

第38号様式(第41条関係)
(表)

第 号 年 月 日
過 料 処 分 通 知 書
被処分者 住 所
氏 名 宛 〔法人にあつては、その事務所の〕 〔所在地、名称及び代表者の氏名〕
上記の者に対し、東京都屋外広告物条例第71条第 号の規定により金 円の過料を 処する。
処分理由
上記のとおり通知する。よつて別に交付する納入通知書によりこれを納付しなければな らない。
足立区長 印
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。

(日本産業規格A列4番)

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として(訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第39号様式(第41条関係)

過料処分整理簿		番号
被処分者の住所及び氏名 〔法人にあつてはその事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名〕		
連 絡 先		
登 録 番 号 (登録業者のみ)	都広()第 号	
弁 明 の 内 容		
処 分 決 定 日	年 月 日	
金 額		
処 分 決 定 日	年 月 日	
納 付 期 限	年 月 日	
処分を決定した事由 及び適用条文		
納 付 年 月 日	年 月 日	
備 考		

(日本産業規格A列4番)

(表)

		第 号
		年 月 日
督 促 状		
住 所		
氏名又は名称	様	
足立区長		
<p>さきに、あなたに対して過料処分通知書により通知した下記の金額は、納付期限（ 年 月 日）までに完納されておられませんので、至急納付してください。指定期 限を過ぎても完納されないときは、財産差押処分をします。</p>		
記		
年 度	年度	
金 額	円	
納 付 目 的	過料	
指 定 期 限	年 月 日	
納 付 場 所		
<p>行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。</p>		

(裏)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に足立区を被告として（訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、①審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由がある場合は、審査請求に係る裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式(第22条関係)
(表)

	第	号
	年	月
		日
殿		
足立区長 印		
措 置 命 令 書		
<p>下記広告物等は、東京都屋外広告物条例(昭和24年東京都条例第100号)第 条第 項の規定に違反しているので、同条例第32条第1項の規定に基づき、下記期限までに下記 のとおり措置を命ずる。</p>		
記		
1	措 置 内 容	
2	広 告 物 等 の 種 類	
3	表 示 又 は 設 置 の 場 所	
4	表 示 内 容	
5	期 限	年 月 日
行政不服審査法及び行政事件訴訟法に係る手続については、裏面を御参照ください。		

(日本産業規格A列4番)

(裏)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、足立区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、足立区を被告として(訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

足立区違反広告物対策ガイドライン

令和2年2月制定

足立区 道路整備室 道路管理課

足立区中央本町一丁目17番1号 北館4階

TEL 03-3880-5907 (直通)

FAX 03-3880-5619